

全 建 労 発 第 5 1 号
平成 2 4 年 9 月 2 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より別添のとおり、煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化している等により、煙突内部及び周辺の作業場で石綿の飛散のおそれが懸念される場合には、煙突内の石綿含有断熱材の除去等石綿障害予防規則第 1 0 条に準じた措置を講ずるよう周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上